農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

横手市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 横手地域

(1) 現況

本地域は、横手盆地に広がる稲作地帯であり、奥羽山脈の麓の傾斜地等ではりんご等の果樹経営が行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい傾斜地においては、これを補正する取組を行うことが必要である。

併せて、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、併せて、同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 增田地域

(1) 現況

本地域は、奥羽山脈の麓に広がる稲作地帯であり、傾斜地等では稲作のほかりんご等果樹経営が行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また一部地域は特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい傾斜地においては、これを補正する取組を行うことが必要である。

併せて、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、併せて、同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 平鹿地域

(1) 現況

本地域は、横手盆地に広がる稲作地帯であり、米のほか、りんご等の栽培が行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 雄物川地域

(1) 現況

本地域は、横手盆地に広がる稲作地帯で、米のほか、スイカ等の栽培が行われており、出羽丘陵の傾斜地では稲作中心の経営が行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい傾斜地においては、これを補正する取組を行うことが必要である。 併せて、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地

併せて、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動の促進を図

るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、併せて、同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 大森地域

(1) 現況

本地域は、出羽丘陵の麓と山あいにおいて、米を中心に、ぶどう等の栽培が行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また一部地域は特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい傾斜地においては、これを補正する取組を行うことが必要である。

併せて、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、併せて、同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 十文字地域

(1) 現況

本地域は、横手盆地に広がる稲作地帯であり、米のほか、花卉等の栽培が行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 山内地域

(1) 現況

本地域は、奥羽山脈の山あいにおいて、米を中心にそば、さといも等の栽培が 行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

併せて、消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業の推進により、農業生産活動の維持を図るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、併せて、同項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 大雄地域

(1) 現況

本地域は、横手盆地に広がる稲作地帯であり、米のほかホップ等の栽培が行われている。

近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなってきており、また消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応するため、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業の推進により、農家等が協力して行う農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動の促進を図るとともに、同項第3号に掲げる事業の推進により、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による生物多様性の保全を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	横手地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、第2号に
	増田地域	掲げる事業及び第3号に掲げる事業
	雄物川地域	
	大森地域	
	山内地域	
2	平鹿地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号
	十文字地域	に掲げる事業
	大雄地域	

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

地域協議会を事業推進上必要な組織と位置づけ、支援を求めることとする。

本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。

法第3条第3項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払)に係る対象農用地の基準 等については、別紙のとおりとする。

- 1 対象地域及び対象農用地
- (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- · 過疎地域自立促進特別措置法指定 市全域
- ·特定農山村法指定 ※西成瀬村、※八沢木村、※山内村
- ·山村振興法指定 ※八沢木村、※山内村

※印は農林統計地域区分に基づく旧市町村名

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満とする。

勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、 当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率:田8% 以上、畑(草地含む) 15%以上の農地
- (オ) 秋田県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(市長の判断による要件緩和を認める場合)

注1 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であ

り、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

注2 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて市長が認定する者とし、おおむね以下の要件に該当する者とする。

- ·年間農業所得 420 万円以上
- ·年間労働時間 2,000 時間以下

4 その他必要な事項

横手市が定める農業生産活動等の体制整備を図るための取組み活動内容の「農業生産 条件の強化」についての対象工種は(1)~(3)とし、作業内容は以下のとおりとする。

(1) ほ場整備

畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破砕客土・土壌改良材の投入、弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設

(2) 水路工

現場施工による用排水路の敷設、水路(コンクリート2次製品)の設置、取水、 分水施設の設置、ポンプ場の新設・更新、ため池の新設・改修

(3) 道路工

農道の新設、拡幅、農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装なお、上記以外の作業内容で行う場合は、地域の実情を踏まえ判断し認めるものとする。